

特に日系企業およびグループについては、①「EUの全ての 大企業（および大規模グループ）」および③「EU 域外企業」の規定について理解することが重要である。これは①に該当すれば、日系企業の EU 域内子会社に報告義務が生じ、加えて、③に該当すれば日本の最終親会社を頂点とするグループで報告義務が生じるためである。

また、大企業（および大規模グループ）の閾値については、従前は、総資産残高 2,000 万ユーロ超、純売上高 4,000 万ユーロ超、従業員数 250 人超の 3 条件のうち 2 つを満たすことであったが、EU における物価上昇の影響を受けて、現在の数値へ引き上げられている。このように閾値については変化する可能性も考慮した上で、継続的に CSRD の適用対象について識別していくことが必要となる。

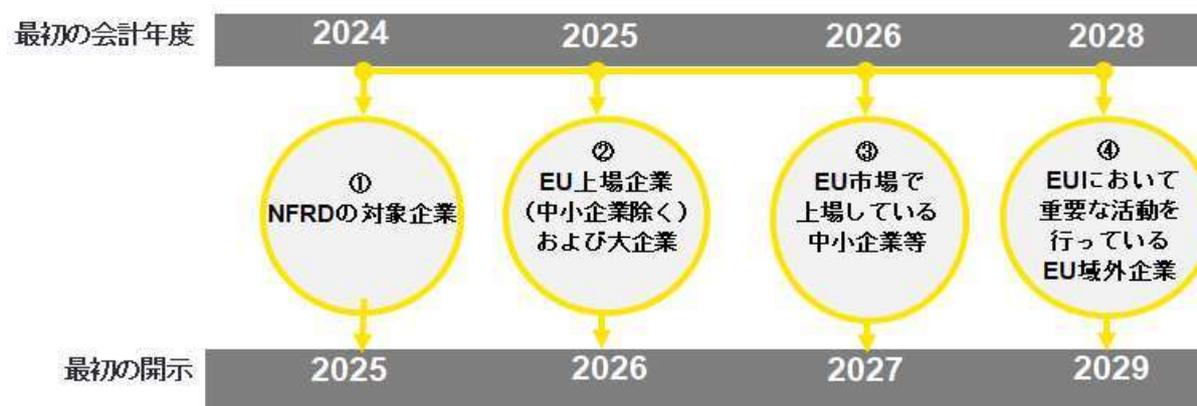
(2) 適用時期

CSRD の適用は、次の 4 段階で行われる。

- ① 既に非財務情報開示指令（NFRD : Non-Financial Reporting Directive）の対象となっている従業員 500 人超の上場企業や銀行などは 2024 年 1 月 1 日以降開始する会計年度から適用となり、その報告を 2025 年から行う。
- ② NFRD の対象でない上場企業（中小企業除く）および 大企業は 2025 年 1 月 1 日以降開始する会計年度からの適用となり、その報告を 2026 年から行う。（→在欧日系子会社が対象になる可能性が高い）
- ③ 零細企業を除く EU 域内で上場している中小企業や、小規模かつ複雑でない信用機関、およびキャプティブ保険会社は 2026 年 1 月 1 日以降開始する会計年度からの適用となり、その報告を 2027 年から行う。
- ④ 一定規模の EU 域内子会社または支店等を通じて EU において重要な活動（純売上高 > 1 億 5,000 万ユーロ）を行っている EU 域外企業は 2028 年 1 月 1 日以降開始する会計年度から適用となり、その報告を 2029 年から行う。（→日本の最終親会社を頂点とする連結グループが対象になる可能性が高い）

3 月決算会社を例に取れば、多くの在欧日系子会社は 2026 年 3 月期から開示が必要となり、日本の最終親会社を頂点とする連結グループは 2029 年 3 月期から開示が必須となる。

【図 2-1: 適用対象と適用時期】



(出所) 会計指令 2013/34 (EU) に基づき作成

(3) 開示時期

CSRD に基づくサステナビリティ情報の開示は、マネジメントレポートの中で公表することが求められる。このマネジメントレポートの開示時期は、会計指令 2013/34EU (30 条) において、